

(6) みやぎの地域資源保全活用 支援事業実施要綱

みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、みやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱の別紙1に定める中山間地域等農村活性化事業に要する経費について、この事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内においてみやぎの地域資源保全活用支援事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業者)

第2条 この要綱で「事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区
- (3) 地域住民活動の活性化推進について、指導及び助言等を行う宮城県ふるさと水と土指導員（以下「指導員」という。）
- (4) 土地改良施設等や農地の保全及び整備並びに利活用活動など地域住民活動を実践するふるさと水と土保全隊（以下「保全隊」という。）

(交付の対象事業等)

第3条 みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金の交付対象となる事業の種類、経費及び補助額については、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 経費の配分の変更

調査研究事業及び推進事業に係る事業間の経費の流用

ロ 事業内容の変更

事業目的の重要な変更以外の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施結果報告書（別紙1－1）
- (2) 収支精算書（別紙2－1）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、様式第5号によるものとする。

(書類の経由等)

第8条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は1部とし、事業者の所在地を所管する地方振興事務所（地域事務所を含む。）を経由するものとする。ただし、指導員及び保全隊については、当該指導員及び保全隊が在住する市町村が取りまとめ後、地方振興事務所を経由するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 中山間地域等農村活性化事業補助金交付要綱（平成10年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のみやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付要綱の規定によりされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後のみやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付要綱によりされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第3条関係）

事業の種類	交付対象	補助額	補助額上限	対象経費
1 調査研究事業 指導員が、市町村又は集落単位の活動に対して行う現地調査又は利活用等の指導活動に必要な調査や研究	(1) 地域活動に係る土地改良施設等の現況調査	対象経費に要する額	10万円	イ 報償費 講師謝礼 ロ 旅費 講師の旅費、県主催の研修会等への参加旅費 ハ 購入費 地域住民活動に必要な資材・機材の購入費用 ・文房具等（コピー用紙、フィルム等） ・印刷代（パンフレット、保全マップ、活動成果等の印刷費用） ・地域住民活動（イベント等）の資材・材料費（苗木、燃料、食材購入費） ・食糧費（活動及び会議等における茶菓子代。弁当、食事代を除く。） ニ 役務費 郵便代 ホ 委託料 調査研究事業等での水質検査等で調査機関に依頼する費用
	(2) 地域活動に係る土地改良施設等及び農地の維持管理状況調査			
2 推進事業 事業者が、地域住民活動の実施及び活性化を図るために行う事業	(3) 地域住民活動の状況調査及び意識調査		5万円	ヘ 使用料及び賃借料 ・会議等での会場使用料 ・先進地研修時のレンタカー代、有料道路代 ・草刈機、重機等の借上費用 ト 日当 土地改良施設等や農地の保全及び整備活動の参加者に対して支払う日当 （単価については、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にすることで定め、保全隊等の規約に明示されたものであること。）
	(4) 土地改良施設等及び農地の機能保全に資する技術試験・研究			
	(5) その他、特に調査研究が必要と認められる事項			
	(1) 集落単位等で構成される、土地改良施設等や農地の保全及び整備並びに利活用活動など地域住民活動を実践する保全隊設立の推進及び運営（設立後3年以内）			
	(2) 保全隊に指導員を1人以上配置し、地域住民活動の実施		20万円	チ 上記のほか、知事が必要かつ適当と認めるもの
	(3) 保全隊及び指導員が行う、地域住民活動の活性化に関する推進及び指導事業		5万円	

様式第 1 号（第 4 条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 住所
氏名又は名称及び代表者名

年度においてみやぎの地域資源保全活用支援事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、補助金 金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

指導員名：

（添付書類）

- 1 経費の配分及び事業計画の概要（別紙 1）
- 2 収支予算書（別紙 2）
- 3 その他知事が必要と認める書類

別紙 1

経費の配分及び事業計画の概要

1 事業者名

2 実施地域

3 経 費

(単位：円)

事 業 名	予 算 額	摘 要
調 査 研 究 事 業		
推 進 事 業		
合 計		

4 事業計画の内容

(1) 調査研究事業

※指導員の役割を簡潔に記載

(2) 推進事業

※指導員の役割を簡潔に記載

5 添付図面

事業実施地域の位置図

別紙 2

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要 (内 訳)
調 査 研 究 事 業		
推 進 事 業		
合 計		

(添付書類)

経費明細書

様式第2号（第5条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業計画変更申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のあったみやぎの地域資源保全活用支援事業について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

変更理由

（添付書類）

- 1 変更後の事業計画
- 2 変更前後における予算対照表

様式第3号（第5条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のあったみやぎの地域資源保全活用支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）理由

2 中止の期間

様式第4号（第6条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のあったみやぎの地域資源保全活用支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実施結果の内容

指導員名：

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 本・支店	
種別・口座	普通 ・ 当座	口座番号
(フリガナ) 口座名義人		

(添付書類)

- 1 事業実施結果報告書（別紙1－1）
- 2 収支精算書（別紙2－1）
- 3 その他知事が必要と認める書類

1 実施地域

2 実施内容

(1) 調査研究事業

※指導員の役割を簡潔に記載

(2) 推進事業

※指導員の役割を簡潔に記載

3 事業によって作成された書類等

別紙 2 - 1

収 支 精 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
(事業名)					
合 計					

(添付書類)

経費明細書

様式第5号（第7条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

宮城県知事

殿

事業者 住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のあったみやぎの地域資源保全活用支援事業について、下記により金 円を概算払請求によって交付されたく請求します。

記

（単位：円）

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	摘 要

1 概算払を必要とする理由

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 本・支店	
種別・口座	普通 ・ 当座	口 座 番 号
(フリガナ) 口座名義人		

みやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 中山間地域においては、過疎化、高齢化等の著しい進行による地域全体の活力の低下に伴い、農村の集落機能が低下しつつあり、地域の土地改良施設等及びこれと一体的に保全することが必要であると認められる農地の保全が課題となっている。

本事業では、この課題を解決するため、農地や土地改良施設等の利活用に係る地域住民の共同活動の活性化を図る指導者の育成や、その指導者が主体となり地域住民が参加する保全管理活動、土地改良施設等及び農地、歴史的施設等の活用、農耕儀礼や郷土食等の伝統文化等の継承活動など、地域住民活動の多様な展開を支援することにより、集落機能の維持・向上を図り、もって農村地域の有する多面的機能を良好に発揮させることを目的とする。

本事業の実地については、中山間地域等農村活性化基金条例（平成5年宮城県条例第32号）、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第213号農林水産事務次官依命通達）及び中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領（平成5年4月1日付け5構改D第209号構造改善局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「土地改良施設等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条の土地改良事業により造成された農業用ダムや頭首工、農業用排水路、農道などの施設
- (2) 県営土地改良事業等により造成された環境及び親水施設を含む施設
- (3) 歴史及び文化的な農業用に供される施設
- (4) その他、農村地域における土地改良施設と関連する地域資源等

2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 土地改良施設等及びこれと一体的に保全することが必要であると認められる農地をいう。
- (2) 地域住民活動 農地や土地改良施設等の利活用に係る地域住民の共同活動をいう。
- (3) 地域資源等 土地改良施設等及び農地並びに歴史的施設等をいう。
- (4) 地域文化等 農耕儀礼や郷土食等の伝統文化等をいう。

(対象地域)

第3条 本事業の対象とする地域は、中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域とし、実施要領第2の2及び3の規定による市町村の地域とする。

(実施事業)

第4条 本事業で実施する事業は、次に掲げるものとする。

(1) 調査研究事業

- ア 別紙 1 の第 1 の(1)に定める事業
- イ 別紙 3 の第 1 の(1)及び(3)に定める事業

(2) 宮城県ふるさと水と土指導員等育成及び研修事業

- ア 別紙 2 に定める事業
- イ 別紙 4 に定める事業

(3) 推進事業

- ア 別紙 1 の第 1 の(2)に定める事業
- イ 別紙 3 の第 1 の(2)に定める事業
- ウ 別紙 4 に定める事業

(事業主体等)

第 5 条 本事業の実施にあたっては、関係市町村、地方振興事務所（地域事務所を含む。）及び教育機関と連携して行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、本事業を行う者に対し、補助することができる。

(事業の評価)

第 6 条 県は、本事業を効果的に推進するため、農村振興施策検討委員会条例（平成 19 年宮城県条例第 78 号）で設置する宮城県農村振興施策検討委員会（以下「委員会」という。）に対し、第 4 条に掲げる事業の実施計画及び実施結果等に関し意見を求めるものとする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農政部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宮城県ふるさと水と土指導員設置要綱（平成 9 年 2 月 13 日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のみやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱の規定によりされた手続、その他の行為は、この要綱による改正後のみやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱によりされた手続、その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙1)

中山間地域等農村活性化事業の実施

(事業内容)

第1 要綱第4条第1号ア及び第3号アの事業は、農村地域における土地改良施設等や農地の多面的機能の良好な発揮と、地域住民活動の実施等を行うものとし、内容は以下のとおりとする。

(1) 地域資源等に係る調査研究事業

指導員が、市町村又は集落単位の活動に対して行う現地調査又は利活用等の指導活動に必要な調査や研究で次に掲げるもの。

- イ 地域活動に係る土地改良施設等の現況調査
- ロ 地域活動に係る土地改良施設等及び農地の維持管理状況調査
- ハ 地域住民活動の状況調査及び意識調査
- ニ 土地改良施設等及び農地の機能保全に資する技術試験・研究
- ホ その他、特に調査研究が必要と認められる事項

(2) 地域資源等の保全活用推進事業

事業者が、地域住民活動の実施及び活性化を図るために行う事業で次に掲げるもの。

- イ 集落単位等で構成される、土地改良施設等や農地の保全及び整備並びに利活用活動など地域住民活動を実践するふるさと水と土保全隊（以下「保全隊」という。）設立の推進及び運営
- ロ 保全隊に指導員を1人以上配置し、地域住民活動の実施
- ハ 保全隊及び指導員が行う、地域住民活動の活性化に関する推進及び指導事業

(3) 前2号の事業推進における活用事例等は、中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業の積極的な活用について（平成19年8月28日付け事務連絡農村振興局整備部地域整備課通知）によるものとする。

(定義)

第2 本事業を行う「事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区
- (3) 別紙2に定める指導員
- (4) 保全隊

(実施体制)

第3 事業者は、本事業の実施にあたり、関係市町村及び地方振興事務所とあらかじめ協議するものとする。

(補助)

第4 県は、事業者が行う第1の事業実施にあたり、みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付要綱(令和2年4月1日施行)に基づき、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとする。

(他の施策等との関連)

第5 本事業の実施にあたっては、次に掲げる施策等との連携に配慮するものとする。

- (1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)に基づく多面的機能発揮促進事業
- (2) その他、市町村及び県(他部局を含む)の関連事業等

(別紙2)

宮城県ふるさと水と土指導員等育成及び研修事業の実施

(事業内容)

第1 要綱第4条第2号アの事業は、地域住民活動の活性化推進を図るため、指導及び助言等を行う宮城県ふるさと水と土指導員（以下「指導員」という。）の設置及び当該人材育成を行うものとする。

(指導員の役割)

第2 指導員の主な役割は、次のとおりとする。

- (1) 委員会に対する土地改良施設等や農地に係る保全対策及び活用等についての提案
- (2) 県及び市町村が本事業で実施する土地改良施設等及び農地に関する調査・診断等に対する協力と助言
- (3) 地域住民が行う土地改良施設等及び農地の保全活動や、それらを活用した活動に対する助言や指導等
- (4) 任期中に県が主催する「指導員活動に関する研修（他事業の地域住民活動の活性化推進を図る研修会等を含む。）」を受講すること。
- (5) その他特に必要とする活動

(委嘱)

第3 指導員となる者は、ふるさと保全ネットワーク（全国土地改良事業団体連合会）が主催する「ふるさと水と土基金全国研修会」を受講するものとする。

2 1に定めるもののほか、第2の(4)の研修を受講（受講予定を含む。）するものとする。ただし、既に受講を受けたことがある者は、この限りでない。

3 指導員は、1及び2のいずれかを満たす者の中から、本人の同意を得て農政部長が委嘱する。

(任期)

第4 指導員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(費用弁償)

第5 指導員又は指導員となる者が、県の指定する会議及び研修会等に参加するときは、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）第3条第4項及び第14条の規定により費用弁償を支給するものとし、その他の費用については、県が支弁することができる。

(別紙3)

地域住民活動促進事業の実施

(事業内容)

第1 要綱第4条第1号イ及び第3号イの事業は、土地改良施設等及び農地が有する多様な機能を良好に発揮させるため、地域資源等の利活用促進や保全及び維持を行う地域住民活動を行うものとし、内容は以下のとおりとする。

(1) 地域資源等保全活用支援事業

集落機能の維持向上へ向けた地域の実態把握及び地域資源等の調査や、その結果を活用した活動を実施するにあたっての地域の合意形成を図る活動の支援を行う。

(2) 地域文化等継承活動支援事業

集落機能を維持向上させるために地域文化等の継承を推進する活動の支援を行う。

(3) 保全隊設立支援事業

保全隊の設立に向けた地域住民の意識調査や合意形成を図るための活動を支援する。

(実施体制)

第2 本事業の実施は、農山漁村なりわい課又は地方振興事務所が行うものとする。

(業務の実施)

第3 第1に定める事業（以下「支援事業」という。）の実施については、地域住民の話し合いを通じた地域づくりや広報活動等を円滑に進めるための知識や技術、公正中立な第三者としての調整役の確保などを考慮する必要があることから、専門的な能力を有する機関等に委託できるものとする。

(実施手続)

第4 地方振興事務所長（以下「所長」という。）は、支援事業を実施しようとするときは、事務所提案支援事業実施計画書（別記様式）を作成し、農山漁村なりわい課長に提出するものとする。なお、これを変更しようとするときも同様とする。

2 農山漁村なりわい課長は、支援事業の実施を決定しようとするときは、1の内容を次に掲げる基準に従い審査し、実施決定したものについては、予算の範囲内で所長に予算の令達を行うものとする。

(1) 支援事業実施の必要性

(2) 支援事業計画の実現性

(3) 事業費の妥当性

(実施期間)

第5 支援事業の実施期間は、原則1地域あたり2年を最大とする。

(実績報告)

第6 所長は、支援事業終了後に成果品である業務報告書（概要版、活動状況写真を含む。）を農山漁村なりわい課長に提出するものとする。

別記様式（第4関係）

地域住民活動促進事業 事務所提案支援事業実施計画書

[illegible]

(別紙4)

地域人材育成に係る教育機関連携事業の実施

(事業内容)

第1 要綱第4条第2号イ及び第3号ウの事業は、地域資源の利活用や保全管理、地域住民活動の活性化を図るため、教育機関と連携し、地域環境への理解醸成や地域人材の育成を行うものとする。

(実施体制)

第2 本事業の実施は、農山漁村なりわい課が指定した教育機関（以下「連携校」という）が行うものとする。

(連携校の指定)

第3 教育機関の長は、本事業を実施しようとするときは、教育機関連携事業実施計画申請書（別記様式第1号）を作成し、農山漁村なりわい課長に提出するものとする。

2 農山漁村なりわい課長は、連携校を指定しようとするときは、1の内容を次に掲げる基準に従い審査し、連携指定したものについては、予算の範囲内で連携校の長に予算の令達を行うものとする。

- (1) 事業実施の必要性
- (2) 事業計画の実現性
- (3) 事業費の妥当性

(連携期間)

第4 事業の連携期間は、1年間とする。ただし、再連携を妨げない。

(実績報告)

第5 連携校の長は、事業終了後に実績報告書（別記様式第2号）を農山漁村なりわい課長に提出するものとする。

別記様式第 1 号（別紙 4 の第 3 関係）

令和 年度地域人材育成に係る教育機関連携事業実施計画申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 教育機関名
住 所
代 表 者 名

令和 年度地域人材育成に係る教育機関連携事業を実施したいので、みやぎの地域資源保全活用
支援事業実施要綱（別紙 4）の第 3 の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業内容 実施計画書（別紙）のとおり

令和 年度地域人材育成に係る教育機関連携事業
実施計画書

1 実施主体

教育機関名			
代表者職名		代表者氏名	
担 当 部 署			
担当者職名		担当者氏名	
T E L		E - m a i l	

2 実施内容

(1) 概 要

--

(2) 計 画

実施内容	実施方法	実施時期	実施場所	必要経費
経 費 合 計				

3 経費明細

経費区分	経費（額）	内 訳
人件費 報償費 旅 費 需用費 役務費 委託料 使用料 ...		
合 計		

※その他、参考添付書類等がある場合は御提出願います。

別記様式第2号（別紙4の第5関係）

令和 年度地域人材育成に係る教育機関連携事業実績報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 教育機関名
住 所
代 表 者 名

令和 年度地域人材育成に係る教育機関連携事業について、下記のとおり実施したのでみやぎの
地域資源保全活用支援事業実施要綱（別紙4）の第5の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業内容 事業実績書（別紙）のとおり

別紙

令和 年度地域人材育成に係る教育機関連携事業
事業実績書

1 実施主体

教育機関名			
代表者職名		代表者氏名	
担 当 部 署			
担当者職名		担当者氏名	
T E L		E - m a i l	

2 実施内容

(1) 概 要

--

(2) 実 績

実施内容	実施方法	実施時期	実施場所	経費
経 費 合 計				

3 経費明細

経費区分	経費 (額)	内 訳
人件費 報償費 旅 費 需用費 役務費 委託料 使用料 ...		
合 計		

※その他、参考添付書類（写真を含む）を御提出願います。